

Title	歴史哲学の可能に関する問題：カントとシェリングに於ける
Sub Title	
Author	船田, 三郎(Funada, Saburo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1929
Jtitle	哲学 No.5 (1929. 2) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000005-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000005-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 歴史哲學の可能に關する問題

(カントとシェリングに於ける)

船 田 三 郎

シェリングの哲學的出發點がフイヒテの知識學に存したことは今更云ふ迄もないことであらう。彼はカントの批判哲學を徹底せしむれば結局知識學に歸着せざるべからざることを確信し、而してこの確信に基いて哲學一般の原理と對象と方法とを規定した。従つてその初期の作たる「哲學一般の形式の可能」や「哲學の原理としての自我」を論ずる論文、更に又特に「獨斷主義と批判主義に關する哲學的書簡」に於ける思想は毫もフイヒテのそれと異なる所はなかつた。否彼がこの思想をより一層明晰分明に言ひ現はし得たる點に於て、それ等の論文はむしろ知識學の理想的註釋とも見らるべきものであつた。かくの如く彼は哲學一般の規定に於い

ては全然フイヒテの立脚地に立つたのであるが、しかし彼は歴史哲學の方面に關してはフイヒテを俟たず、むしろ却て直接カントの思想に結び付いたものと見ねばならぬ。彼は已にその九二年の論文「惡の起源に關する批判的哲學的研究」に於て、ヘルデルやレッシング等以外又カントの「人類史の起源に關する臆測」や「人性に於ける根本惡」に關する論文によつて歴史哲學的考察を試み、而してカントと同じ様に人類の無限の進歩を信じて居たのであるが、このことを詳説することはこゝには姑く措き、更に九十七八年經驗哲學、殊に歴史哲學の可能を論ずる論文——無論彼はこの時代、一般哲學に於いてもカントの「判斷力批判」の深い研究の結果、カントに接近せると同時に又漸次フイヒテより遠かり始めはしたのであるが——はその問題提出の仕方 に於て、又この問題解決の方法に於てもある點迄はカントの歴史哲學觀によれるものと見ることが出来る。それ故レッシングのこの方面の思想について述ぶる前提としてカントのそれに言ひ及ばねばならぬ。しかしカントに言及するにしても、初めより一々その所説を述ぶることをなさず、却て彼に於ては如何なることが問題であつたかをしらべて見たい。而してこれに關係ある限りに於

てその所論に言ひ觸れるつもりである。

カントがその一七八四年の歴史哲學的論文、*Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht* に於て、主として取扱つた問題は客觀的出來事としての一般歴史は哲學的立脚地より如何に解釋せらるべきかと云ふことであつた。哲學的立脚地よりする解釋とは一般に客觀界に於ける多樣態を統一して、これを一體系たらしむることであるから、歴史の哲學的解釋も亦歴史を「一體系として現はす」とでなければならぬ。然らばそれは如何にして可能なるか。これが彼の解決すべき問題であつたと見ることが出来る。彼にとつてはこの場合、かの經驗史家の常になすが如く、史實の記述説明は無論問題ではなかつた。然しながら又現代歴史哲學の中心問題たる經驗史學の認識論や、その論理學も亦彼の公然問題とする所のものではなかつた。勿論學一般、經驗一般の可能を問題とせる彼の批判的立脚地よりすれば、彼が自然科学の方面に於て試みたと同一の企圖が經驗的歴史にも及び、學としての歴史は如何にして可能なるかの問題も取扱はるべき筈であつ

たであらうが、しかしニュートンの學徒として只數學や又その應用の可能なる自然科學をのみ學と見做したるカントより見れば單に史實を蒐集し、記述し、因果心理學的に之を説明する經驗的歴史は眞の意味に於ては學と稱せられざるもの、從つて現代カントの精神を精神とする所謂新カント學徒や、或は少くともカントの影響を蒙れる學者等が、その先師の事業を擴大して試みつゝある經驗史學のアープリオリの問題は、カントに於ては未だ當然の問題ではなかつた。勿論彼に於てもかゝる認識論の萌芽は存した。しかも單に萌芽として存した丈けであつて、それが發展して所謂「歴史的理性批判」と云ふが如き形を取つて現はれ來る迄には種々なる方面より之を刺戟するものがなければならなかつたのである。彼にとつては哲學者(尤も歴史に通曉せる)が經驗史以外の立脚地たもとより歴史を如何に考察すべきか、之を一體系として現はさんとする場合そは如何に取扱はるべきか、問題であつた。換言すれば經驗史は如何にして可能なるかに問題が存したのではない、歴史哲學(狹義の)が如何にして可能なるか、實に彼の問題とする所であつたと云ふべきである。

しかし歴史哲學は如何にして可能なるか、或は歴史は如何にして體系化せらるべきかの問題は、之を解かんとすればそれは自ら二つの部分問題に分たれねばならぬ。即ちその一は體系化せらるべき歴史の本質如何の問題であり、他は之を體系化する原理は何であるかの問題であるが、この兩問題間に密接なる關係の存することは體系化の原理が規定せらるべき歴史の本質に依存することより推察せられ得やう。然らば彼はこれ等の問題に對して如何なる解答を與へたるか。彼によれば哲學的考察の對象たる歴史は特殊的歴史にあらずして、無論一般人類史と云ふが如き普遍的なものでなければならぬ。而してかゝる人類史は自由の歴史であると云ふことがその第一問に對する解釋であり更にこの人類史によつて實現せらるべき目的が同時にこの歴史を組織立つる原理であると云ふことがその第二問に對する解答なりと云ふべきであるが、今これ等を詳説することはカントの史觀そのものを述ぶる所に目的が存しないからその要を見ない。只しかし以上の解答よりして更にこれに關聯して次の新なる問題が生じ來ると見ることが出来るから、そのことを明かにせんが爲めに、而して只その限りに於てカントの云

よ所をきかねばならぬ。

人類史の本質を明かならしめんとすれば、勢その起源の那邊に存するかをも究めなければならぬ。殊にこのことは當時ヘルデルの史觀に反對して自己の立場を明かにする點より見てもカントにとつては必要のことであつた様に思はれる。

彼が一七八六年人類史の起源に關する臆測を (*Muthmasslicher Anfang der Menschen-geschichte*) を公にせるが如きも一面の理由はそこにあつたのではなからうか。それは兎に角この論文によつて彼の人類史觀を明かにすることが出来るからこゝでは主としてこの論文によることにする。彼によれば人類が他の動物と同じ様に全然自然に依屬して本能的生活をなして居る間は、その自然史は存するも、人類史と云はるべきものは未だ存しない。眞の意味に於ける人類史の初めて生起するはむしろ自然の支配を離るゝ時、即ち本能的生活から道德的生活に移る時でなければならぬ。換言すればその自然的狀態と道德的生活との區劃點、本能的生活より道德的生活への推移點が實に人類史の始源であるとせねばならぬ。蓋し人類の人類たる所以はその理性的たる所に存するからである。さて人類もその初

めは無論他の動物と同じく本能(彼はこれを神の聲と云ふ)に従つて生活して居た。即ち本能的に自己の欲望が生じ来るや、周圍の自然が即坐にこの欲望を満足せしめて呉れる様な生活をなして居た。それ故かゝる状態に於ては人類は何等の苦も感ぜず、又罪惡の意識をも有しない。かゝる状態は絶對的無邪の状態である。然らばかゝる状態より如何にして道德的意識が現出し来るであらうか。無論かくの如き状態を繼續して居る間は道德的意識は生じて來ないから、後者は前者より漸次に發展し来るもの、或はその道德的生活は本能的生活の連續なりと考ふることは出來ない。むしろ自然状態より脱離し、無邪の境域を捨つる時、これと同時に道德的生活が始まるものと云はねばならぬ。而してこのことは神の聲、或はその法則に背きて己れの意志を自由に行使することによつて、或は人類がその後見者たる自然の命に従はず、己れの理性に従つて任意に行動するによつて可能である。然るに法則に反する意志行爲は罪惡である。罪惡の觀念精神に萌す時、良心は覺醒して道德的意識が現出する。こゝに人類史の起源が存する。それ故彼は云ふ、自然の歴史は善より始まる。何となればそれは神の業であるから。然るに自



由の歴史(人類史)は惡より始まる。何となればそれは人の業であるからと。

今述べた様に人類史は理性の覺醒、自由の行使、道德的意識の現出に始まるとは彼の云ふ所であるが、今之をその以前の自然状態に比較して觀ればこの兩者の間には非常なる相違が存する。自然状態に於ける本能的な生活は確實にして何等の不安もない。又かゝる生活に於ては、命令も禁止も存しない。従つて之を犯すと云ふこともあり得ない。しかし一旦自由を行使し出して後は自己の生活をば己れ自ら處理せねばならぬから、そこに不安と艱難と困苦とが生じ、又理性が覺醒して後は無邪の状態に於て毫も知る所なかりし種々なる罪惡が生ずる。それ故これを幸不幸と云ふ點より觀察すればその自然状態は確かに幸福であり、自己の手によつて生を經營せざるべからざる文化や歴史の過程は之に反して決して幸福を招來する所以のものと云ふことは出來ない。然しながらカントによれば文化や歴史の意義は幸不幸の標準に照して定めらるべきものではない。それはむしろこの歴史によつて實現せらるべき終局目的によつて決定せられねばならぬ。然らば人類史の終局目的は何であるか。カントは之をその倫理的立脚地より規定

したることは云ふ迄もない。即ち彼によれば人類史の終局目的はあらゆる素質就中、道徳的素質の完成に存する。換言すれば各人の意志行爲が自ら理性の法則に従ひ毫もこれに違犯することなき境地に達するに存する。かゝる境地に於て初めて眞の道徳的自由が實現せられ得るのであるから、歴史の終局は又自由の實現に存すと云ふことも出来る。勿論かゝる自由の實現と云ふことは吾人人類に課せられたる所謂イデーであつて到底それは實現せらるゝことはないであらう。しかも人類はこのイデーを自己の力によつて實現せんとすべき筈である。こゝに人類史の意義と價值とが存する。

以上述ぶる所に照して彼の史觀とヘルデルのそれとは如何に相違するか、又歴史や文化の意義に關するカントとルソーの見解は那邊にその差異點を有するかも明かにすることが出来るのであるが、それ等のことは今こゝに述ぶるを要しない。只こゝで必要なることは人類史は彼にとつては道徳的自由實現の過程であると云ふことであるが、このことよりして歴史の體系化の原理が彼に於ては那邊に求めらるべきかも自ら明白であらう。即ち彼はこの原理を歴史によつて實現

せらるべき目的に求めたのである。

人類史の特質は如何なる所に存するか、又これを組織立てんとする場合、要求せらるべき原理は何であるかは上述する所によつて略々明かであると思ふが、しかしこれよりして又新たな問題が現はれて來るのである。先きに人類史はカントにあつては自由の歴史であると云つたが、この場合、自由なる概念は二様の意義を有することに注意せねばならぬ。一は上に述ぶる所によつて明かである通り、歴史によつて實現せらるべき善の理想としての自由である。他は人類史の起源に關する所よりして推測せらるゝが如く、歴史を構成する現實的な自由である。理想としての自由は道德的自由である。意志が理性の法則に従ひ毫もこれに違犯することなき自由である。現實的な自由は感情に支配せらるゝ自由である。或は現象としての自由である。略言すれば恣意であり、放肆である。問題はこの兩者の關係に存する。各人は初めよりして人類の天職の道德的自由の實現に存することを自覺して行動して居るのではない。現實に於てはむしろ、各個人も各民族も銘々己れの思ふが儘に時には又他に反抗して迄も自己の欲望を果さんと

して居る。然らばかゝる利己的行動によつて道德的自由は如何にして實現せらるゝか。若し彼が主張するが如く歴史の終局は自由の實現に存すとせば、それはこの利己的行動と如何に關係せしめらるべきか。こゝにカントがかの八四年の論文に於て取扱つたテーマが存したと云ふべきである。然らば彼はこの問題を如何に取扱つたか。これに關する説明もこゝでは始めたかと思へば已に終る位に止めねばならぬが、彼によれば各個人各民族は何れも利己的動機より任意なる行動をなして居る。かゝる行動より成る人類の歴史には何等の合法則性も必然性も存しない様に見える。然し實際それが見ゆる通りに無秩序無法則的なるものであらうか。人類の進歩を信じたるカントには之を肯定することは出來ず、矢張り人類歴史にも一定の規則正しき必然的發展過程が存するものとせねばならなかつた。たゞしこゝに云ふ發展過程の必然性は無論自然必然性ではなくして目的必然性、即ち人類は一定の目的に向つて漸次に規則正しく進み行くと云ふ意味での必然性でなければならぬ。しかしこのことは如何にして可能なるか。各個人の行動が任意なる行動である限り、このことは不可能の様に見える。そこでカ

ントはこの問題を解決せんが爲めに意識的なものに對して無意識的なものを、個人の目的に對して類の目的を對立せしめねばならなかつた。即ち彼は各個人は有意識的には銘々自己の目的を果しながら、類の目的が無意識的に成就されつゝあるものと見ねばならなかつた。かゝる目的は無意識的たるものなるが故に無論それは人類自らの立つる所ではない。従つて彼は之を「自然」に歸して、各人は意識的には利己的行動をなしながらも、なほ無意識的に「自然目的」或は「自然計畫」を遂行しつゝあるものとせねばならなかつた。彼は云ふ、「人間及びその行爲する所を見るにそこには何等合理的なる自己の目的ありと云ふことは出來ない。それ故この場合、哲學者にとつてはこの不合理なる人事の過程中に於て自然目的なるものを發見し得ざるか如何をしらぶる外に手段はない。若しかゝる目的にして發見せらるゝとすれば、このことよりして自己の計畫なくして行爲する生物に付いても一定の計畫に従ふ歴史は可能であらう」と。こゝに云ふ自然とは多くの學者の指摘を待つ迄もなく、自然科學の對象たる自然ではなくして超越的な力、或は神或は創造者<sup>(8)</sup>と解せらるべきものなることは彼自らの言によつて明かである。

この點より見て彼の史觀は theistisch であつたと云ふことが出来る。否 deistisch とさへ云はるべきものであつた。何となれば自然は人類をして遂行せしむべき計畫を立つることこそすれ、この計畫の遂行には干渉せず、全然これを人類の自由に委ぬるからである。

然らばこの自然或は創造者の人類をして實現せしめんとする計畫とは何を指して云ふか。それは彼によれば人類のもてるあらゆる素質の完全なる發展と云ふことである。更に問ふ、然らば人類のあらゆる素質とは如何なるものか。カントは之を技術的、社交的、道德的素質の三種に區別したることはその人性論(10)に於て知ることが出来るが、これ等の中彼の最も重きを置けるはその最後の道德的方面に存することは彼の哲學的立脚地より見ても當然であるが、しかし又八四年の論文丈けについて見るもこのことは明かである。この點に於てはその論文も八六年の論文と異なる所はない。因にその他の點に於てもこの兩論文の間にメディクス(10)の主張する程大なる相違の存するか如何は疑問であるが、こゝには之を論ずるの要を見ない。

以上述べた所を略言すれば人類史を構成するものは各個人の恣意的行動である。しかしこれを哲學の對象とせんとすれば、或は之を組織立てんとすればそれは單に恣意にのみ支配せらるゝものと見做すことは出來ない。矢張りそこには必然的發展過程が存するものと見ねばならぬ。各個人は意識せざるもしかまなほ全體としての類の目的の遂行に關與するものと見ねばならぬ。カントの語を以て之を云へば所謂人類史は各個人の氣附かざる「秘密の計畫」を「先天的手引」として發展するものと見ねばならぬ。彼はかくの如く意識的なるものゝ中に無意識的なるものを、主觀的個人的なるものゝ中に客觀的普遍的なるものを、或は自由の中に必然を認むることによつて歴史哲學の可能を主張せんとするのであるが、かく相反するものゝ關係よりして歴史を説く點に於てはシェリングもフヒテもヘーゲルもカントの後を追へるものと云ふことが出来る。勿論その立脚地の相違よりして後者の *kritisch-regulativ* な見方が前者に於ては *metaphysisch-spekulativ* なものになつたにしても。こゝ迄述べ來ればすぐにもシェリングに入ることが出来る。何となれば彼にありても問題は主として歴史哲學の可能に關聯して自由と必然と

との調和を説く所に存したからである。しかしシュリングに入る以前に尙こゝに附けたしておくべきことはカントの如く目的觀よりする歴史哲學に於ては問題には上に述ぶる所のものに盡きないと云ふことである。已に目的と云へば之を實現する手段の問題は當然これに附隨して生じて來ねばならぬ。更にかゝる目的實現に至る迄の史的発展階段如何と云ふことも問題となる。而してカントが前者の目的實現の手段を以て利己的行動、これより生じ來るアンタゴニズムに存すと見做したる點に於てヘーゲルの「理性の詐偽」を想ひ起さしむるものがあり、又彼が歴史の發展過程を以て「完全なる術が再び自然となる所に、換言すれば人類が只管神の聲に聽從せる無邪なる自然の状態を脱出し、更に再び自己の力によつてかゝる聖なる状態に歸り行く所に、或は「政治前の状態より政治的状态に、政治的状态より道德的状态に、道德的状态より宗教的状态に」<sup>(12)</sup>進む所に存すと見たる點に於てフイヒテの五期の發展説の基因する所を認め得るのであるが、しかしこれ等のことに迄立入ることは之を避けてこれより直ちにシュリングの方に向つて進むことにしよう。



シェリングが一七九七—一七八年哲學雜誌に載せたる「最近哲學概觀」中に於いて「經驗の哲學は可能なるか、特に歴史哲學は可能なるか」の問題を提出し、而して「今に至る迄、その可能に關する深き批判に遭遇せず<sup>(13)</sup>」との理由よりこの問題の解決を試みんとしたのであるが、しかしこの論文は繼續を約してそのまま未完に終つた。固より未完に終りしとは云ひしかしその思想はこの論文の如く中絶してはしまはなかつた。何となれば彼はこれより後二年にして公にした先驗哲學體系(*System des transzendentalen Idealismus*, 1800)中に於て又歴史哲學を取扱つて居るのであるが、これはかの論文の思想を取り入れ而して之を繼續、完結したものと見ることが出来るからである。それ故若し彼がかの論文をなほ繼續せしものと假定すれば、それが如何なる方向に向つて進み行くべきものであつたかも推測するに難くはない。彼はこの論文に於いて述ぶる所は歴史哲學の消極的方面であつた。即ち彼はその冒頭に「命題、歴史哲學は可能にあらず」と掲げ、而して之を論證せる後、事前に豫測せらるゝが如き先驗的にして必然的なる出來事に關しては歴史は成立しない、従つて先驗的歴史(*Geschichte apriori*)と云ふことはそれ自らに矛盾する概念である。

それ故、歴史哲學なるものが若し先驗的歴史の學と云ふ丈けのことならば、歴史哲學は不可能なり」と結論して居るのであるが、しかしこの結論が彼の最後の言であつたと見ることは出來ない。已に彼は命題(Thesis)歴史哲學は可能にあらずとしてこの議論をなして居る所より見れば、彼は更にこれに對して反對命題(Gegensatz)を設け、歴史は絶對的自由(恣意)の支配する所にも存せず、故に若し歴史哲學とは絶對的に自由なるものゝ學と云ふ程のことならば、それは不可能なりと主張し、而して最後にかの Thesis とこの Antithesis とを綜合して辯證論的に歴史哲學の可能を主張すべき筈であつたであらう。余は初めかの未完の論文を読み、更に先驗哲學體系を繙いてかゝる推測を敢てしたのであるが、後種々なる參考書を読むに及び、已にハイム(Haym)やフリント(Flint)がこの事に言及して居ることを知つた次第である。それは兎に角かゝる推測のなされ得ざるものにあらざることを実際彼が言へる所によつて確め、且つ當時の彼の史觀が如何なる程度迄カントの思想と一致する所あるかをしらべて見たいと思ふ。

歴史哲學は可能なるかの問題は歴史の概念の規定を前提とする。それ故先づ

歴史は如何なる場合に成立し、又成立せざるかを明かにせねばならぬ。歴史はその語源より云ふも生起或は出来事の知識を意味するのであるから、持續するもの、變化せざるものについては歴史はあり得ない。歴史の對象は變化するもの、時間内に於て進行を續くるものでなければならぬ。然しながらすべての出来事は出来事なるの故に歴史の對象となるとは云はれない。自然と云ふが如きは出来事の總體を指して云ふのであるが、しかし自然の出来事は皆歴史的たるものではない。その歴史的たるは單なる自然現象としてゞはなく、却て人事に關係する限りに於てゞなければならぬ。しかしそれが人事に關係するにしても、その自然必然的に生起し來る原因の知らるゝ場合には、よしかゝる原因の未だ知られざるもその規則正しく一定の變化をなすことの明かなる場合には、それは最早歴史的記述の對象とはならぬ。故に一般的に之を云へば、已知の規則に従つて生起するもの、週期的に反覆するもの、或は事前に、換言すれば先驗的に豫測し得らるゝ出来事は歴史の對象ではない。彼は云ふ、先驗的に豫測せらるゝもの、必然的法則に従つて生起するものは歴史の對象にあらず。逆に之を云へば歴史の對象は先驗的に豫測せ

らるゝものたるべからず<sup>(18)</sup>と。かゝる出来事は機械的に生起するものと見らるゝが故に、彼は又「メカニズムのある所には歴史はない。逆に歴史のある所にはメカニズムは存せず<sup>(19)</sup>」とも云ふ。更に又かゝる出来事に關しては理論 (Theorie) が可能であるから、先驗的理論の可能なるものに就いては歴史は可能ならず。逆に理論を有せざるものゝみ歴史を有す<sup>(20)</sup>と。又云ふ「理論と歴史とは正反對なり<sup>(20)</sup>」と。故に若し人が歴史を有すとせば、それは「只その爲す所の如何なる理論によつても豫め規定せられざる爲め」でなければならぬ。かくの如く觀て彼は先驗的歴史の學としての歴史哲學を否定する。しかし必然的に生起する事柄、先驗的に豫測せらるゝ出来事については歴史は存せすと云ふことは、之を裏面より云へば歴史は自由の存する所に存すと云ふことでなければならぬ。何となれば自由による行爲は先驗的に豫測せられないからである。それ故又自由の存せざる所には歴史は存せず。逆に歴史は自由の存する所に於て初めて可能なりとも云はるべきである。彼は云ふ「自由(恣意)は歴史の神なり<sup>(21)</sup>」(Die Willkür ist die Göttin der Geschichte)と。従つて彼にとつても亦自由の未だ顯現せざる所には人類史は存しない。先きにも

言へる如く理性が未だ覺醒せず、單に神の聲たる本能に従つて人類が生活して居る間は所謂その自然史は存するも人類史は存せずとはカントの説く所であるが、*シェリング*も亦カントと同じく本能の支配より、初めて自由の領域に踏み入る所に、或は黄金時代の損失に、原人の墮落に、換言すれば恣意の初めて現はるゝ所に歴史の起源をおく神話を肯定して居るのである。

以上述べた所を略言すれば、必然的法則に従つて生起する、それ故先驗的に豫測せらるゝ出來事については歴史は成立しない。されば歴史にして若し可能なりとすれば、それは生起する出來事の先驗的に豫測せられざる所換言すれば自由のはたらく所に存せなければならぬ。かれは歴史をかく觀るが故に自然史——所謂 *Naturgeschichte* は自然の記述、即ち博物誌を意味することが普通であるけれども、

こゝではかゝる意味に解せず、却つてその文字通りの——と云ふが如きも彼から見れば自然が自由にはたらくと見らるゝ場合に可能でなければならぬ。換言すれば眞の意味の自然史が若し成立するとすれば、それは生産せられたる所謂 *Natur-objekte* の歴史ではなくして自由に生産する自然の歴史、*natura naturata* としての自

然の歴史ではなくして、*natura naturans* としての自然の歴史でなければならぬ。彼が自然史をかく解するは實はその自然哲學に於ける根本思想に關聯するものである。今このことを詳説することは避けたいが、要するに彼によれば自然について哲學すると云ふことは結果せる *Objekt* として、或は *sein* として自然を考察することではない。却つて之を自由にはたらく生産活動として、*Objekt* を *Objekt* たらしめ、*sein* を *sein* たらしむる内的力として直觀することである。自然を *Faktum* としての *Handeln* と見ず、*Handeln* する自然を *Handeln* の状態そのものに於て觀ずることである。之を機械的な因果の連鎖に結びつけられたる自然と觀ず、却て生々發動する生命として、自然がそれ自らを作る状態に於て觀ることである。彼は云ふ、*Über die Natur philosophieren heisst die Natur schaffen* と。この自然哲學的思想こそは實に彼をして、*フイヒテ* と分離せしむる所以であり、又この思想よりして歴史に對しても重要な歸結が生じて來るのであるが、このことはこゝには姑く措き、兎に角彼にとつては歴史は自由の存する所になければならぬ。しかしこの場合注意すべきことは、こゝに云ふ自由の單なる自由を意味するものではないと云ふこ

とである。彼にとつては單なる自由や偶然のみの支配する所には歴史は有り得ない。カントは先きに云つた様に歴史を體系化せんとして各人の恣意的行動より成る歴史にも、なほ必然的發展過程を認めたとのであるが、シエリングも亦これと同様歴史の概念を可能ならしめんが爲めに自由の中に合法的なるものを許さねばならなかつた。この點に關しては再び彼の自然史について云ふ所を聞かねばならぬ。自然史に於ては生産する自然が固より自由にはたらくけれども、しかもその生産に於て全然無法則的であるとは見られない。このことは生産せられたる自然の多種多様なる中に存する一定の規則正しさによつても知られ得る所であるが、之を生産する方面より見れば、それは自然の使用する力は常に一定量を超えず、且つそれが種々なる方法で使用せらるゝにしても常に均衡を保つによるものと云はねばならぬ。それ故彼は次の如く云ふ、自然が歴史の對象となるは一方に於てはその生産に於ける自由の假相によるもの、換言すればその生産的活動の方向が固より一定の法則を有するにしても、しかも吾人はこの方向を先驗的に規定し得ざるが故であるが、しかし又他方に於ては自然の使用する力の均合より生ずる

制限性と法則性とによるものであらうと。このことより彼は結論して「歴史は絶對的自由を以てしても又絶對的法則性を以てしても成立しない」歴史の特質は「只自由と合法則性との結合に於てのみ存す」と。しかし自然史について云はるゝことは又人類史についても妥當でなければならぬ。人類史は一方に於ては無論各個人の恣意的行動より成るが、しかし他方に於てはこの恣意的行動中に一定の規則正しき發展過程が存すと見ねばならぬ。然らばかゝる發展過程の必然性は何によつて認めらるゝか。それは彼に於ても全體としての人類によつて實現せらるべき理想によることは云ふ迄もない。彼は云ふ「目的も意圖もなき出來事の系列は歴史の名に値せず」と。又云ふ「只理想を有するものの歴史のみ存す」と。彼にとつてもこの時代に於ては歴史は理想に向ふ無限の運動であつた。

かゝる理想は無限の彼方にあるが故に、それは無論如何なる個人によつても實現せられない。これを實現するに於ては個人の生命は餘りに短い。故に若しかゝる理想を實現するものありとすればそれは類 (Gattung) でなければならぬ。個人は絶えず死滅し、時代は常に代謝する。しかもその中であつて類は無限に永續する。



それ故理想に漸次に接近するものは個人ではなくして類でなければならぬ。これ彼が類の性質をあらはすものによつてのみ歴史は可能なりと云ひ、又「眞の歴史は類の歴史なり」とも云ふ所以であらうが、この見解もカントのそれと異なる所はない。何となればカントにあつても人類史は類の歴史でなければならなかつたから。

然らば人類は如何なる理想に向つて進みつゝあるか。その進歩は何によつて規定せらるゝか。それは道德の向上にありとなすべきか。或は藝術、科學の進歩に之を求むべきか。若し前者にありとなすれば、その進歩の程度の計量規定せらるべき標準が必要であるが、しかしかゝる標準は彼によれば存しない。若し又後者にありとすれば、それは事實に反する。何となれば現代はこの點に於ては古典時代に比し、必ずしも進歩したと云はれないからである。然らば人類進歩の歴史的標準如何。彼も亦カントやフイヒテと同じく歴史を以て理性王國 (Vernunftreich) に即ち完全なる自由の實現に終るべきものと思惟して居るのであるが、しかしかゝる時代の出現は恣意の全然地上より消えざる間は到底不可能である。それ故完全

なる自由の實現を望まば先づ恣意を漸次抑壓せねばならぬ。恣意を抑壓強制して各個人の自由を他の自由とよく並存せしめ得るものは法律である。それ故自由の保證の爲めには法の行はるゝ國家生活が必要である。然しながら國家内部に於ける個人の自由が法律によつて完全に保證せらるゝにしても、各國家間に於けるカントの所謂野蠻的自由が存する間は、一國家内部に於ける自由は他の國家によつて浸害せらるゝことゝなる。それ故國家内部に於けると同じく、各國家間にも完全なる法律が行はれ、而して各國家のこれに従ふことは恰も個人の國法に服従するが如くでなければならぬ。この點に於てもシェリングはカントとその意見を同うするものと云ふべきである。即ち彼も亦あらゆる國家に適用せらるゝ普遍的法律を以て自由の保證、その條件として居るのである。而して彼はかゝる普遍的、世界公民的法制の實現に、實に人類進歩の歴史的標準を認めんとするのである。彼は云ふ、歴史の唯一の對象は普遍的法律の漸次的實現にありとすれば、人類進歩の歴史的標準としても残るは只この目的への漸次的接近と云ふことのみである<sup>(3)</sup>と。

シェリングは上に述べた様に歴史の特質を以て自由と必然との結合にありとなす。今問題を再びこれに結び付けて、然らばこの結合は如何にして可能なるかと問はねばならぬのであるが、彼はこの問題の解決をその當時の形而上學的立脚地たる同一説より試みるに至り、従つて又彼はこの點に於ては全然カントと異ならざるを得ざるに至つた。以下少しくこのことに付いて述べよう。

各個人の行動が自由なるにも拘らず、しかも史的發展に合法則性、必然性ありとすれば、それは人類によつて實現せらるべき目的を認むることによつて可能であるが、かゝる目的は彼によれば普遍的、世界公民的法律の成立に存する。而してこれによつてのみ自由は實現せられる。法律の保證せざる自由は不安定である。しかし自由の享樂は不確實であつてはならぬ。それは自然の秩序の永久不易なるが如く不易なる秩序によつて保證さるゝを要する。然しながらこの自由を必然たらしむる秩序、即ち法律は只自由によつてのみ實現せらるゝ。こゝに矛盾は存せざるか。自由は只必然的法則によつて保證せらる、しかもこの法則の成立は全然偶然に委ねらる。この矛盾は如何にして結合せらるべきか。換言すれば自由と

必然とは如何にして調和せらるべきか。それは彼によれば自由の中に必然そのものが存すと見ることによつて可能である。しかし自由の中に必然ありとは如何にして考へらるゝか。こゝに歴史哲學、否、先驗哲學の最高問題<sup>(24)</sup>が存すとは彼の云ふ所であるが、彼はこの問題の解釋に於てカントと分離する。カントは個人の恣意的行動にも拘はらず、そこに必然的發展を認めんが爲めに、個人に氣附かれざる隠れたる必然性を認め、而して之を説明するに彼の所謂自然、即ち *Vorsehung* を以てした。然しながら *シェリング* によれば、之を運命とか、或は *Vorsehung* とか云ふ如きものを以て説明するは實は之を説明せざると同じことである。何となれば運命や *Vorsehung* そのものが説明を要することであるからである<sup>(25)</sup>。かくの如く觀て彼は自由と必然、恣意と合法則性との調和を彼の立脚地たる「絶對的同一」(この絶對的同一と云ふ思想は *シェリング* に於て如何なる過程を経て成立するに至つたか、又それは詳細には如何なることを意味するかはこゝに説かない。只彼は先驗哲學體系に於て已にかゝる立脚地に達したと云ふ丈けに止める)より説明せんとした。彼によれば各個人は自由なる行爲をなしながら、しかも必然的なものが生ずとすれ

ば、そこには必然的にはたらく隠れたるものがなければならぬ。自由なる行爲が主觀的意識的なりとすればそこには客觀的無意識的なるものがなければならぬ。而して只この兩者の間に豫定調和(Prästabilirte Harmonie)の存する時、自由なる行爲によりながら尙自己の望まざりしものが成立すと云ふことが出来る。かくの如く考へて、彼はこの豫定調和を説明せんが爲めに、主觀にも客觀にも、又この兩者にもあらざる「より高さもの」を立て、之を「絶對的同一」(die absolute Identität)と名けて居る。この絶對的同一は絶對的單一な主客未分の太原であるから如何なる屬性によるも無論之を規定することは出来ない。従つてそれは知識の對象ではない、只信仰の對象たるのみである。

この絶對者は彼によれば意識の作用により分離して主觀となり客觀となる。單に分離せるもの、一方を觀るのみにして、かの絶對者を根據とせざる時は自由と必然との結合は理解せられない。相對的立脚地より只主觀的方面を見る時、そこに見出さるゝものは單に恣意的行動のみである。従つて歴史には何等の必然性も認められないと云ふことになる。これに反して客觀的必然的方面をのみ觀

る時、すべての行動、従つて又すべての歴史は初めより豫定せられ居るもの、一切は運命なりと思惟せらるゝ。以上の兩者に反して只かの絶對者の立場より見る場合、初めて自由の中に必然性を看取することが出来る。而してかゝる見地よりする歴史觀のみ、彼によれば唯一の眞なるものであると。彼はこの最高の見地より世界の歴史、特に人類の歴史を規定して漸次に顯現する絶對者の自己啓示となすのである。

以上歴史哲學可能の問題に關聯し、自由と必然性とは如何にして結合せらるべきかをカントとシュリングに於て見たのであるがカントはこの點に關し、八四年に於てはなほ theistisch であり、又 Friesch たるの立場を失はなかつた。然るにシュリングは自由と必然の調和を試みて、遂に絶對者に迄進み、而してその結果人類史をもこの絶對者の自己啓示となすに至り、全然 pantheistisch となり、metaphysisch となつた。(尤もこれは單にシュリングに限つたことではない、フイヒテも、ヘーゲルも亦さうであつたが)。これは主として一八〇〇年の先驗哲學體系に於ける思想に付いて云つたのであるが、この思想が一八〇二年に、一八〇四年に、及びその後如何に變化した

かはこゝには述べない。なほ又彼の一面 *Leben* に重きをおく有機體論的發生論的歴史觀が浪漫派の *アダム・ミュラー* にどれ程の影響を及ぼして居るか又 *フンボルト* や *ランケ* の思想と如何に交渉するか又この方面に於ける彼の思想が現代に對して如何なる意義をもつかと云ふ様なことも興味ある問題であるがこゝには述ぶるを要しない。それ等の問題は又それ丈切りはなして取扱はるべきものであらう。

註

1. E. Cassirer, *Das Erkenntnisproblem*, 3. Bd., S. 217.
2. R. Fester, *Rousseau und die deutsche Geschichtsphilosophie*, S. 164.
3. Kant, *Kleinere Schriften zur Geschichtsphilosophie, Ethik u. Politik*, hrsg. v. K. Vorländer, S. 18.
4. *Ebda.* S. 20.
5. *Ebda.* S. 56.
6. *Ebda.* S. 5.
7. *Ebda.* S. 8.
8. *Ebda.* S. 10. 19.
9. *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, *Kants Werke*, hrsg. v. Cassirer, 8. Bd., S. 216-218.
10. Fritz Medicus, *Kants Philosophie der Geschichte*, 1909.
11. Kant, *Kleinere Schriften*, S. 20.

12. E. Troeltsch, Das Historische in Kants Religionsphilosophie, S. 107.
13. Schelling, Sämmtliche Werke, 1856ff., I. Abt. 1. Bd., S. 466.
14. " " " " S. 466.
15. " " " " S. 473.
16. Rudolf Haym, Die Romantische Schule, 1920, S. 635.
17. Robert Flint, La philosophie de l'histoire en Allemagne, 1878, S. 143.
18. Schelling, Sämmtliche Werke, I. 1. S. 467.
19. " " " " S. 471.
20. " " " " I. 3. S. 589.
21. " " " " S. 588.
22. " " " " S. 590.
23. " " " " S. 592.
24. " " " " S. 594.
25. " " " " S. 595.
26. " " " " S. 601.

なほ拙文の末節に關しては

Schelling, Vorlesungen über die Methode des akademischen Studium, 1803,

Philosophie u. Religion, 1804.

System der gesammten Philosophie u. der Naturphilosophie insbesondere, 1804.

Troeltsch, der Historismus u. seine Probleme, S. 286 ff.

O. Lorenz, die Geschichtswissenschaft in Hauptrichtungen u. Aufgaben, 1886, S. 268.



- Spranger, Wilhelm v. Humboldt u. Humanitätsidee, 1909.  
Goldfriedrich, Die historische Ideenlehre in Deutschland, 1902, S. 74ff.  
E. Cassirer, Freiheit u. Form, 1916, S. 545ff.